

高松市監査委員告示第21号

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告、意見、措置内容等を、同条第9項、第10項および第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成15年11月26日

高松市監査委員	北原和夫
同	吉田正己
同	綾野和男
同	鎌田基志

平成15年度財政援助団体監査結果報告等について

第1 財団法人サポート財団

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

対 象		期 間
団 体	事 務	
財 団 法 人 サ ン ポ ー ト 財 団	平成14年度に執行した出納 その他の事務	平成15年 9月1日から 平成15年11月5日まで

## (2) 監査の方法

平成14年度に執行した当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査に当たっては、当該監査対象団体および同団体を所管している都市開発部都市再開発課等から関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

## (3) 財団法人サポート財団（以下「財団」という。）の概要

### ア 設置目的

高松港頭地区（以下「サポート高松」という。）の賑わいを創出するための事業、香川県および高松市がサポート高松内に設置する公共施設の効率的な管理等を行うことにより、地域の活性化を図り、もって公益の増進に資することを目的とする。

### イ 事務所所在地

高松市サポート1番1号

### ウ 組織（平成15年3月31日現在）

役員は14人で、その内訳は理事長1人、副理事長2人、常務理事2人、理事6人および監事3人である。

### エ 実施事業および会計区分

#### (ア) 一般会計

- a 香川県の委託を受けた公共施設の管理に関する事
- b 高松市の委託を受けた公共施設の管理に関する事
- c 香川県および高松市の駐車場施策への協力に関する事
- d 高松市の自転車施策に関する事

#### (イ) サポート賑わいづくりソフト事業特別会計

- a サポート高松の賑わいを創出するためのソフト事業の企画および実施に関する事
- b サポート高松の賑わいを創出するためのイベント等の誘致および支援に関する事
- c サポート高松の情報発信および広報・宣伝活動に関する事

オ 採用している会計基準

公益法人会計基準

カ 基本財産および高松市出捐金額（平成15年3月31日現在）

（単位 円）

基 本 財 産	高 松 市 出 捐 金 額
10,000,000	5,000,000

キ 収支の状況等

(ア) 平成14年度財団法人サポート財団一般会計収支計算書

平成14年4月1日から平成15年3月31日まで

収入の部

（単位 円）

科 目	予算額 (A)	決算額 (B)	差異 (A) - (B)
1 事業収入 - 1	153,476,000	146,895,766	6,580,234
(1)香川県施設管理委託料	11,235,000	9,920,531	1,314,469
(2)高松市施設管理委託料	142,241,000	136,975,235	5,265,765
2 基本財産運用収入	4,000	4,000	0
(1)基本財産利息収入	4,000	4,000	0
3 事業収入 - 2	4,020,000	3,835,637	184,363
(1)香川県補助金	4,020,000	3,835,637	184,363
4 雑収入	5,000	681	4,319
(1)受取利息	5,000	681	4,319
当期収入合計 (A)	157,505,000	150,736,084	6,768,916
前期繰越収支差額	0	5,389	5,389
収入合計 (B)	157,505,000	150,741,473	6,763,527

支出の部

( 単位 円 )

科 目	予算額 ( A )	決算額 ( B )	差異 ( A ) - ( B )
管 理 費	157,505,000	150,741,473	6,763,527
1 人 件 費	59,226,000	58,968,524	257,476
(1) 給 料	29,367,000	29,366,400	600
(2) 職 員 手 当	2,521,000	2,384,954	136,046
(3) 共 済 費	5,279,000	5,186,319	92,681
(4) 賃 金	22,059,000	22,030,851	28,149
2 事 業 費	98,279,000	91,772,949	6,506,051
(1) 旅 費	643,000	624,360	18,640
(2) 需 用 費	43,644,000	39,212,384	4,431,616
(3) 役 務 費	1,605,000	1,439,212	165,788
(4) 委 託 料	44,182,000	42,277,049	1,904,951
(5) 使用料及び賃借料	3,454,000	4,402,969	948,969
(6) 備 品 購 入 費	0	45,675	45,675
(7) 負 担 金 , 補 助 金 及 び 交 付 金	84,000	44,000	40,000
(8) 補 償 , 補 填 金 及 び 賠 償 金	130,000	0	130,000
(9) 公 課 費	4,518,000	3,727,300	790,700
(10) 雑 費	19,000	0	19,000
当期支出合計 ( C )	157,505,000	150,741,473	6,763,527
当期収支差額 ( A ) - ( C )	0	5,389	5,389
次期繰越収支額 ( B ) - ( C )	0	0	0

## (イ) 平成14年度財団法人サポート財団特別会計収支計算書

平成14年4月1日から平成15年3月31日まで

## 収入の部

(単位 円)

科 目	予算額 (A)	決算額 (B)	差異 (A) - (B)
1 基金取崩収入	73,000,000	73,000,000	0
(1) サポート基金取崩収入	73,000,000	73,000,000	0
2 基金運用収入	60,000	75,800	15,800
(1) サポート基金利息収入	60,000	75,800	15,800
3 事業収入 - 2	22,025,000	20,834,887	1,190,113
(1) 香川県補助金	11,709,000	11,322,624	386,376
(2) 高松市補助金	10,316,000	9,512,263	803,737
4 基金収入	80,000,000	80,000,000	0
(1) 香川県出捐金	60,000,000	60,000,000	0
(2) 高松市補助金	20,000,000	20,000,000	0
5 雑収入	5,000	15,797	10,797
(1) 受取利息	5,000	15,797	10,797
当期収入合計 (A)	175,090,000	173,926,484	1,163,516
前期繰越収支差額	0	18,108,295	18,108,295
収入合計 (B)	175,090,000	192,034,779	16,944,779

支出の部

( 単位 円 )

科 目	予算額 ( A )	決算額 ( B )	差異 ( A ) - ( B )
管 理 費	92,090,000	94,426,854	2,336,854
1 人 件 費	22,325,000	21,967,996	357,004
(1) 報 酬	0	9,100	9,100
(2) 給 料	10,400,000	10,089,543	310,457
(3) 職 員 手 当	9,253,000	8,857,262	395,738
(4) 共 済 費	2,672,000	2,772,091	100,091
(5) 報 償 費	0	240,000	240,000
2 事 業 費	69,765,000	72,458,858	2,693,858
(1) 旅 費	1,000,000	2,515,265	1,515,265
(2) 需 用 費	800,000	1,307,105	507,105
(3) 役 務 費	900,000	984,816	84,816
(4) 委 託 料	64,500,000	66,333,655	1,833,655
(5) 使用料及び賃借料	1,200,000	1,208,292	8,292
(6) 備 品 購 入 費	200,000	109,725	90,275
(7) 負 担 金 , 補 助 金 及 び 交 付 金	1,000,000	0	1,000,000
(8) 雑 費	165,000	0	165,000
繰 入 金 支 出	80,000,000	80,000,000	0
(1) 基 金 繰 入 金 支 出	80,000,000	80,000,000	0
予 備 費	3,000,000	0	3,000,000
(1) 予 備 費	3,000,000	0	3,000,000
当期支出合計 ( C )	175,090,000	174,426,854	663,146
当期収支差額 ( A ) - ( C )	0	500,370	500,370
次期繰越収支 差 額 ( B ) - ( C )	0	17,607,925	17,607,925

(ウ) 平成14年度財団法人サポート財団正味財産増減計算書

平成14年4月1日から平成15年3月31日

科 目	金 額		
	円	円	円
増 加 原 因 の 部			
事 業 収 入 - 1			
香川県施設管理委託料	9,920,531		
高松市施設管理委託料	136,975,235	146,895,766	
基 本 財 産 運 用 収 入			
基 本 財 産 利 息 収 入	4,000	4,000	
基 金 取 崩 収 入			
サポート基金取崩収入	73,000,000	73,000,000	
基 金 運 用 収 入			
サポート基金利息収入	75,800	75,800	
事 業 収 入 - 2			
香 川 県 補 助 金	15,158,261		
高 松 市 補 助 金	9,512,263	24,670,524	
基 金 収 入			
香 川 県 出 捐 金	60,000,000		
高 松 市 補 助 金	20,000,000	80,000,000	
雑 収 入			
受 取 利 息 計	16,478	16,478	324,662,568
減 少 原 因 の 部			
管 理 費			
報 給 員 手 当	9,100		
職 員 手 当	39,455,943		
共 済 費	11,242,216		
賃 借 料	7,958,410		
報 償 費	22,030,851		
事 業 費	240,000	80,936,520	
旅 費	3,139,625		
需 用 費	40,519,489		
役 務 費	2,424,028		
委 託 料	108,610,704		
使 用 料 及 び 賃 借 料	5,611,261		
備 品 購 入 費	155,400		
負 担 金 , 補 助 及 び 交 付 金	44,000		
公 課 費	3,727,300	164,231,807	
繰 入 金 支 出			
基 金 繰 入 支 出 計	80,000,000	80,000,000	
合 計			325,168,327
当 期 正 味 財 産 減 少 額			505,759
当 期 繰 越 正 味 財 産 額			232,113,684
期 末 正 味 財 産 合 計 額			231,607,925

(エ) 平成14年度財団法人サポート財団貸借対照表

平成15年3月31日現在

(単位 円)

資 産		負 債 お よ び 正 味 財 産	
資産	258,081,441	負債	26,473,516
1 流動資産	248,081,441	1 流動負債	26,473,516
2 固定資産	10,000,000	正味財産	231,607,925
		(うち基本金)	10,000,000
		(うち当期正味財産増加額)	6,494,241
計	258,081,441	計	258,081,441

(オ) 平成14年度財団法人サポート財団財産目録

平成15年3月31日現在

(単位 円)

科 目	金 額
(資産の部)	
1 現 金	1,554,000
2 普 通 預 金	30,090,069
3 定 期 預 金	210,000,000
4 未 収 入 金	6,408,102
5 仮 払 預 金	29,270
6 引 当 預 金	10,000,000
資 産 合 計	258,081,441
(負債の部)	
1 未 払 金	25,829,510
2 預 り 金	644,006
負 債 合 計	26,473,516
正 味 財 産	231,607,925

(4) 監査の結果

監査の結果、事務については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。所管部局にあっては、団体に対する指導を含めて適切な措置を講ずるとともに、団体にあつては、所管部局の指導に応じた適切な措置を講じられたい。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

(5) 今回の監査で指摘した事項

ア 高松市立高松駅前広場地下駐車場管理委託契約等に係る仕様書を作成すべきもの

高松市契約規則第18条第2項では、随意契約による場合においては、契約書案その他見積りに必要な事項を示すことと規定しているが、高松市立高松駅前広場地下駐車場管理委託契約および高松駅前広場樹木管理業務委託契約締結決裁には、仕様書が添付されていないので、今後は、その業務内容が明確になるよう、同規定に基づき、仕様書を作成し、決裁に添付するとともに、仕様書等には、受託者が受託業務の一部を第三者に再委託する際の事項を明記されたい。

所管部局（都市開発部都市再開発課）・（公園緑地課）

イ 公印使用を適正に処理すべきもの

公印使用簿について、平成14年度4月の記載状況を監査したところ、公印を使用した事実があるにもかかわらず、同使用簿には、その事実が記載されていないものが見受けられたので、財団の事務規程第25条の規定に基づき、今後、公印を使用しようとするときは、同使用簿に所要事項を記載するなど、適正に処理されたい。

監査対象団体（財団法人サポート財団）

## 第2 財団法人高松市花と緑の協会

### 1 監査の結果に関する報告

#### (1) 監査の対象および期間

対 象		期 間
団 体	事 務	
財団法人高松市花と緑の協会	平成14年度に執行した出納その他の事務	平成15年 9月1日から平成15年11月5日まで

#### (2) 監査の方法

平成14年度に執行した当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査に当たっては、当該監査対象団体および同団体を所管している都市開発部公園緑地課から関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

#### (3) 財団法人高松市花と緑の協会（以下「協会」という。）の概要

##### ア 設置目的

高松市における緑化推進事業および公園緑地事業の発展を図り、もって快適な環境づくりに寄与すること。

##### イ 事務所所在地

高松市番町一丁目8番15号

##### ウ 組織（平成15年4月1日現在）

役員は11人で、その内訳は理事長1人、副理事長1人、常務理事1人、理事6人および監事2人である。

##### エ 実施事業

(ア) 記念植樹事業

(イ) 民有地緑化奨励事業（生垣設置奨励事業，環境保全緑化事業）

(ウ) 各種緑化推進事業（展示会・緑化祭で実施する緑化事業の推進，花と緑によるまちづくり推進事業）

(エ) 花いっぱい推進事業

(オ) フラワーサークル高松育成事業

(カ) 普及啓発事業

(キ) 高松市からの受託事業（高松市立仏生山公園施設管理運営，高松市立仏生山公園管理業務，高松市が管理する花壇・公園樹木の維持管理業務）

オ 採用している会計基準

公益法人会計基準

カ 基本財産および高松市補助金額（平成15年3月31日現在）

（単位 円）

基 本 財 産	高 松 市 補 助 金 額
10,000,000	14,700,000

キ 高松市からの受託事業の種類および金額

平成14年度決算額

（単位 円）

受 託 業 務 名	金 額
高松市立仏生山公園施設管理運営受託事業	8,515,280
高松市立仏生山公園管理業務受託事業	13,259,028
花壇維持管理業務受託事業	34,923,920
公園樹木管理業務受託事業	17,995,845
計	74,694,073

ク 収支の状況等

(7) 平成14年度財団法人高松市花と緑の協会一般会計収支計算書

平成14年4月1日から平成15年3月31日まで

収入の部

(単位 円)

大科目	中科目	予 算 額			決 算 額
		当初予算額	補正・流用額	計	
基本財産運用収入	基本財産利息収入	2,000		2,000	2,000
花と緑の基金運用収入	花と緑の基金利息収入	234,000		234,000	253,680
補助金等収入		14,800,000	200,000	15,000,000	15,000,000
	高松市補助金収入	14,700,000		14,700,000	14,700,000
	助成金収入	100,000	200,000	300,000	300,000
寄附金収入	寄附金収入	2,000,000		2,000,000	799,176
雑収入		200,000		200,000	143,909
	受取利息	30,000		30,000	2,909
	負担金収入	150,000		150,000	141,000
	雑収入	20,000		20,000	
当期収入合計 (A)		17,236,000	200,000	17,436,000	16,198,765
前期繰越収支差額		2,000,000		2,000,000	1,914,121
収支合計 (B)		19,236,000	200,000	19,436,000	18,112,886

支出の部

(単位 円)

大科目	中科目	予 算 額			決 算 額	比 較 増 減
		当初予算額	補正・流用額	計		
管理費		4,400,000		4,400,000	4,197,795	202,205
	賃 金	3,563,000		3,563,000	3,522,245	40,755
	共 済 費	439,000		439,000	423,966	15,034
	旅 費	116,000		116,000	68,200	47,800
	需 用 費	54,000		54,000	54,437	437
	役 務 費	180,000		180,000	82,728	97,272
	使 用 料					
	負 担 金	33,000		33,000	33,000	0
	委 託 料	15,000		15,000	13,219	1,781
事 業 費		12,832,000	200,000	13,032,000	11,911,343	1,120,657
1 記念植樹事業						
	需 用 費	535,000		535,000	534,200	800
2 民有地緑化 奨励事業	需 用 費	535,000		535,000	534,200	800
		1,750,000		1,750,000	997,000	753,000
3 各種緑化 推進事業	補 助 金	1,750,000		1,750,000	997,000	753,000
		390,000		390,000	300,000	90,000
4 花いっぱい 推進事業	補 助 金	390,000		390,000	300,000	90,000
		9,807,000	200,000	10,007,000	9,921,150	85,850
	報 償 費	111,000		111,000	110,400	600
	旅 費	8,000		8,000		8,000
	需 用 費	4,888,000	200,000	5,088,000	5,010,750	77,250
	委 託 料					
	負 担 金	4,800,000		4,800,000	4,800,000	0
5 フラワーサークル 高松育成事業		242,000		242,000	158,993	83,007
	需 用 費	242,000		242,000	158,993	83,007
6 普及啓発事業		108,000		108,000		108,000
	需 用 費	108,000		108,000		108,000
	委 託 料					
	負 担 金					
調 査 研 究 費						
	旅 費					
積 立 金 支 出		2,000,000		2,000,000	799,000	1,201,000
	花と緑の 基金積立金	2,000,000		2,000,000	799,000	1,201,000
予 備 費		4,000		4,000		4,000
	予 備 費	4,000		4,000		4,000
当期支出合計(C)		19,236,000	200,000	19,436,000	16,908,138	2,527,862
当期収支差額(A)-(C)		2,000,000		2,000,000	709,373	1,290,627
次期繰越収支差額(B)-(C)		0	0	0	1,204,748	1,204,748

(イ) 平成14年度財団法人高松市花と緑の協会受託事業特別会計収支  
計算書

平成14年4月1日から平成15年3月31日まで

収入の部

(単位 円)

大科目	中科目	予 算 額			決 算 額	比較増減
		当初予算額	補正・流用額	計		
受託事業 収入	仏生山公園施設 管理受託収入	8,694,000		8,694,000	8,515,280	178,720
	仏生山公園 管理受託収入	13,639,000		13,639,000	13,259,028	379,972
	花壇管理 受託収入	35,000,000		35,000,000	34,923,920	76,080
	公園樹木管理 受託収入	18,000,000		18,000,000	17,995,845	4,155
	雑収入					
当期収入合計 (A)		75,333,000	0	75,333,000	74,694,073	638,927
前期繰越収支差額		0	0	0	0	0
収入合計 (B)		75,333,000	0	75,333,000	74,694,073	638,927

支出の部

(単位 円)

大科目	中科目	予 算 額			決 算 額	比較増減
		当初予算額	補正・流用額	計		
受託事業費	賃 金	9,948,000		9,948,000	9,885,865	62,135
	共 済 費	985,000		985,000	917,894	67,106
	旅 費	20,000		20,000	5,200	14,800
	需 用 費	97,000		97,000	74,092	22,908
	役 務 費	122,000		122,000	119,521	2,479
	委 託 料	63,663,000		63,663,000	63,229,701	433,299
	公 課 費	498,000		498,000	461,800	36,200
当期支出合計 (C)		75,333,000	0	75,333,000	74,694,073	638,927
当期収支差額 (A)-(C)		0	0	0	0	0
次期繰越収支差額(B)-(C)		0	0	0	0	0

(㉞) 平成14年度財団法人高松市花と緑の協会正味財産増減計算書

平成14年4月1日から平成15年3月31日まで

(単位 円)

科 目	金 額	
増加の部		
1 資産増加額		
当期収支差額		
花と緑の基金増加額	799,000	0
増加額合計	799,000	799,000
799,000		
減少の部		
1 資産減少額		
当期収支差額		
減少額合計	709,373	0
709,373		
当期正味財産増加額		89,627
前期繰越正味財産額		514,594,121
期末正味財産合計額		514,683,748

(㉟) 平成14年度財団法人高松市花と緑の協会貸借対照表

平成15年3月31日現在

(単位 円)

科 目	金 額	
資産の部		
1 流動資産		
普通預金	1,004,748	
一般会計	13,467,557	
受託事業会計		
未収金	200,000	
流動資産合計		14,672,305
2 固定資産		
基本財産	10,000,000	
花と緑の基金	503,479,000	
固定資産合計	513,479,000	513,479,000
資産合計		528,151,305
負債の部		
1 流動負債		
未払金	13,467,557	
流動負債合計		13,467,557
負債合計		13,467,557
正味財産の部		
正味財産		514,683,748
(うち基本金)		(514,594,121)
(うち当期正味財産増加額)		(89,627)
負債及び正味財産合計		528,151,305

(オ) 平成14年度財団法人高松市花と緑の協会財産目録

平成15年3月31日現在

(単位 円)

科 目	金 額	
資産の部		
1 流動資産		
(1) 現金預金	14,472,305	
(2) 未収金	200,000	
流動資産合計		14,672,305
2 固定資産		
(1) 基本財産等	513,479,000	
固定資産合計		513,479,000
資産合計		528,151,305
負債の部		
1 流動負債		
(1) 未払金	13,467,557	
流動負債合計		13,467,557
負債合計		13,467,557
正味財産		514,683,748

(カ) 平成14年度財団法人高松市花と緑の協会基本財産および花と緑の基金の状況

基本財産 (単位 円)

種 類	金 額
定期預金	10,000,000

花と緑の基金 (単位 円)

種 類	金 額
定期預金	20,000,000
普通預金	483,479,000
合計	503,479,000

(4) 監査の結果

監査の結果，事務については，おおむね適正に処理されていたが，別記の事項については，改善を要すると認められる。所管部局にあつては，団体に対する指導を含めて適切な措置を講ずるとともに，団体にあつては，所管部局の指導に応じた適切な措置を講ぜられたい。

当該事項について措置を講じたときは，地方自治法第199条第12項の規定に基づき，その旨を監査委員に通知されたい。

(5) 今回の監査で指摘した事項

ア 協会に業務を委託している仏生山公園施設管理等の管理運営状況報告書を改善すべきもの

協会に業務を委託している仏生山公園施設管理，仏生山公園管理，花壇管理および樹木管理における管理運営状況については，毎月，市に対して報告することを，それぞれの契約書で定めているが，平成14年度に提出されている同報告書の内容は，予算の執行状況だけを示すものであり，管理運営の実態を表すものとはなっていないので，今後，事業の施行状況等，管理運営の実態が分かる内容に改善されたい。

所管部局（都市開発部公園緑地課）

イ 支出金額と収入金額を相殺した会計処理を改善すべきもの

協会の主催事業であるフラワーサークル高松講習会の開催経費を支出する支出伝票においては，開催経費の総額から参加者負担金を相殺して支出する会計処理となっている。「財団法人高松市花と緑の協会会計規程（以下「協会会計規程」という。）」第4条の規定によれば，財産の増減等の発生の事実に基づき，必要な勘定科目を設けて会計処理しなければならないとしており，今後においては，支出と収入を分離して起票するとともに，収入については，関係する証票を添付した会計処理をされたい。

監査対象団体（財団法人高松市花と緑の協会）

(6) 今回の監査で指摘した事項およびそれに対する措置内容

ア 金銭の出納事務に関して収支伝票を適正に作成すべきもの

(ア) 改善を要する事項

協会の収納金および支出金に係る金銭の出納事務に関しては、協会会計規程第16条の規定により、収入伝票および支出伝票に基づいて行わなければならないとしているが、数件の出納事務に関しては、同伝票が作成されていないので、適正に処理されたい。

(イ) 措置された内容

未作成であった収支伝票については、監査終了後、是正処理を行った。

監査対象団体（財団法人高松市花と緑の協会）

イ 仏生山公園集会室使用料の収納現金を取り扱う職員を出納補助員に任命すべきもの

(ア) 改善を要する事項

仏生山公園集会室使用料の収納事務に携わる出納補助員の任命については、協会会計規程第15条の規定を受け、出納補助員を定めることになっているが、10月28日現在、「出納補助員」を「出納員」と誤用しているほか、収納事務を担当し、収納現金を取り扱う職員について、いずれも任命手続きがされていないので、適正に事務処理を行われたい。

(イ) 措置された内容

仏生山公園集会室使用料の収納現金を取り扱う職員については、平成15年11月1日付けで、出納補助員に任命した。

監査対象団体（財団法人高松市花と緑の協会）

### 第3 前回までの監査で指摘した事項に対する措置内容等

- 1 財団法人高松市水道サービス公社（以下「公社」という。）との高松市水道事業の一部委託契約（以下「総額委託契約」という。）に際して公社から見積書を徴取すべきもの

- (1) 改善を要する事項

高松市水道事業会計規程第96条により、契約事務の取扱いについて準用するとしている高松市契約規則第18条第2項では、随意契約による場合においては、なるべく2以上の者から見積書を提出させなければならないと規定しているが、水道局は、総額委託契約に際して、公社から見積書を徴取していないので、同規定に基づき、見積書を徴取されたい。

- (2) 措置された内容（措置通知日 平成15年4月22日）

総額委託契約について、平成15年度からは、見積書を公社から徴取し、契約を締結した。

（水道局経営企画課）

- 2 総額委託契約に係る事業計画書および収支予算書の様式を改善すべきもの

- (1) 改善を要する事項

総額委託契約書第4条では、「公社は、委託業務の実施に当たり、水道局の示す方針に基づいて事業計画書および収支予算書を作成」することと規定しているが、事業計画書は業務名と計画数量を記載しているだけであり、また、収支予算書は業務ごとの支出予定金額を記載しただけのものになっているので、水道局は、公社に対して、契約書の趣旨に合致した事業計画書および収支予算書を作成するよう指導されたい。

- (2) 措置された内容（措置通知日 平成15年4月22日）

事業計画書および収支予算書の様式については、公社と協議し、契約書の趣旨に合致した様式に改善するとともに、平成15年度から、それを使用するよう公社に指導し、提出させた。

（水道局経営企画課）

### 3 総額委託契約に係る検収事務を履行すべきもの

#### (1) 改善を要する事項

高松市契約規則第30条第2項および第5項では、検収員は、契約について検収を行い、検収をしたときは検収調書を作成し、水道事業管理者に提出しなければならないと規定しているが、水道局検収員は総額委託契約に係る検収調書を作成していないので、同規定に基づき検収事務を履行されたい。

#### (2) 措置された内容（措置通知日 平成15年4月22日）

総額委託契約に係る検収調書については、平成14年度から作成した。  
(水道局経営企画課)

### 4 総額委託契約に係る委託料の精算処理をすべきもの

#### (1) 改善を要する事項

総額委託契約書第8条第2項では、「精算残金を生じたときは、速やかにこれを水道局に返還するものとする。」と規定しているが、契約者双方は契約に係る委託金実績額を把握していないので、水道局は、公社に対して実績額を把握するよう指導するとともに、同規定に基づき委託料の精算処理をされたい。

#### (2) 措置された内容（措置通知日 平成15年4月22日）

委託料の精算については、平成14年度から公社に対し収支精算書の提出を求め、実績額を把握し、その際、職員給与の引下げと検針業務の担当人員の減員により、実績額が水道局から支払われた委託料を下回ったことから生じた残金について、公社から返還を求め、精算処理をした。  
(水道局経営企画課)

### 5 高松市総合福祉会館管理運営業務委託に係る契約手続を明確にすべきもの

#### (1) 改善を要する事項

高松市契約規則第18条第2項では、委託料の積算基礎となる業務内

容を明記した仕様書を作成することとしているが、高松市総合福祉会館の管理運営について財団法人高松市福祉事業団（以下「事業団」という。）と締結した契約書には仕様書が添付されていないので、委託業務内容が明確になるよう、規定に基づき仕様書を作成されたい。

また、同会館の管理運営委託料は、市が事業団に対して委託する業務の執行に要する費用について両者協議の上決定することとしているが、協議伺決裁には、事業内容およびその執行に要する費用の内訳を記載していないので、同決裁にこれらを明示し、それを基に協議されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成15年5月22日）

平成15年度の事業団との業務委託契約に係る協議については、委託業務内容およびその執行に要する費用の内訳を明示した協議用資料を作成し、これにより事業団と協議を行い、協議結果である協議書には、委託料内訳書を添付し、委託業務内容を確約した。

また、契約書にも、当該協議結果に基づき、委託業務内容を明示した仕様書を添付した。

（健康福祉部健康福祉総務課）・（長寿社会対策課）・（母子児童課）

6 高松市社会福祉協議会事業交付金の交付申請書添付書類を明確化すべきもの

(1) 改善を要する事項

社会福祉法人高松市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）から提出された事業交付金の交付申請書に添付している事業計画書および収支予算書は、単に協議会全体の平成14年度事業計画・資金収支予算書を添付しているだけで、当該事業交付金の対象事業を特定したものではないので、事業内容や事業経費を把握できる事業計画書および収支予算書の提出を求め、これに基づき交付決定されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成15年5月22日）

平成15年度の高松市社会福祉協議会事業交付金の交付申請に当たっては、当該交付金の対象となる協議会の事業内容や事業経費が把握できる事業計画書および収支予算書を添付するよう、協議会を指導した結果、

その旨に沿った事業計画書，収支予算書および算定根拠資料の提出があり，これに基づき交付金の対象となる事業内容や事業計画を審査の上，交付決定を行った。

(健康福祉部健康福祉総務課)

7 高松市ふれあい福祉センター勝賀（以下「福祉センター」という。）施設使用料返還事務の実態と契約書を合致するよう改めるべきもの

(1) 改善を要する事項

福祉センターの管理運営委託契約書第6条では，同施設使用料の返還事務については，事業団が行うことと規定しているが，実際は，市が当該返還事務を行っているため，実態と契約内容を合致するよう改められたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成15年8月25日）

施設使用料返還事務については，従来，市がそのすべてを行っていたが，事業団と協議の結果，施設使用料返還事務の一部については，事業団が行うこととし，これに伴う管理運営委託契約の一部変更契約を締結した。

(健康福祉部長寿社会対策課)

8 在宅福祉サービス事業補助金の交付申請書添付資料を明確化すべきもの

(1) 改善を要する事項

協議会から提出された在宅福祉サービス事業補助金の交付申請書に添付されている事業計画書には，事業目的（事業方針）および事業名しか明記されていないので，会員数，各種サービスの利用者数等を把握できるような事業計画書の提出を求め，これに基づき交付決定されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成15年8月25日）

平成15年度の高松市社会福祉協議会在宅福祉サービス事業補助金の交付申請に当たっては，当該交付申請の対象となる協議会の事業内容や経費が把握できる事業計画書および収支予算書を添付するよう，協議会を指導した結果，その旨に沿った事業計画書，収支予算書等の提出があ

り，これに基づき補助金の対象となる事業内容等を審査の上，補助金の  
交付決定を行った。

（健康福祉部長寿社会対策課）